

熱海市教育委員会  
教育長 新村 茂昭 様

熱海市教育振興審議会  
会長 石 井 倭 雄

熱海市教育振興基本計画（案）等について（答申）

令和2年2月26日付け熱教学第843号にて諮問された「熱海市教育振興基本計画（兼教育大綱）（案）」及び「学校等施設の適正規模・適正配置計画（案）」について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1. 答 申

本案について、当審議会において慎重に審議した結果、おおむね適切であると認めます。

今後は、本案に掲げる一貫して続く人口減少により、少子高齢化の進展が加速していく中、5年後、10年後の社会情勢等に対応して生きていくことができる力を育成していくことをはじめとする9つの基本方針に即し、計画に示された取り組みの着実な実施に努められたい。

また、社会情勢等の変化に対応するため、計画に示されたとおり、概ね3年ごとに両計画について必要な見直しを行うよう努められたい。

なお、本案の決定並びに本案を実行する際には、各委員から提起された次葉の意見等について十分に配慮されることを申し添えます。

以上

## 2. 意見等

### (1) 熱海市教育振興基本計画（兼教育大綱）（案）について

- ① いじめの原因となりうるスマートフォンやSNS等の利用方法や利用時間の管理、また、食育としての朝食取得率の向上のための教育については、児童・生徒に対する教育のみでは解決困難であることから、保護者に対する教育についても、計画に記載する諸施策を着実に取り組まれない。
- ② 防災訓練をはじめとする地域活動への参加については、子どもたちが地域課題に直面し、課題解決に導く力を養成する効果も見込まれることから、学校から積極的にその参加について促されたい。
- ③ 熱海らしい特色ある教育の推進については、計画（案）に記載されている諸施策を進めることに加え、今後計画を改訂する際をとらえ、本市の特性を考慮した、新たな施策を進めることに努められたい。

### (2) 学校等施設の適正規模・適正配置計画（案）について

- ① 小規模校の統合を検討する際は、学校教育法施行規則に示す標準学級数である12学級以上という基準に固執することなく、学校が地域コミュニティの拠点であること、また、6学級以上の小規模校については、小規模校としてのメリットもあることなどを考慮し、慎重に検討されたい。

併せて、一部の小規模校について、令和7年度を起点としての統合を検討することは必要と考えるが、計画に検討することを位置付けた影響を考慮し、計画公表後、速やかに対象となる学校の地域住民とその保護者へ本計画の内容について十分に説明されたい。

- ② 統合を検討する際は、その通学距離が延長することを考慮し、児童・生徒の安全確保を第一に、併せて保護者の経済的負担を考慮し、通学に要する費用について最大限配慮されたい。